

愛西市ワクチン接種後死亡事例 市の医療事故調査委員会が 調査内容を公表

一協会から医療事故調査制度の運用改善等を求める要望書を日本医療安全調査機構に提出一

2022年11月5日、愛知県愛西市の新型コロナワクチン集団接種会場で42歳の女性がワクチン接種後に急変し搬送先の病院で死亡する事例が発生した。愛西市は「医療事故調査委員会」を設置し医療事故調査を行った。その後、愛西市事故調査委員会は記者会見を行い、医療事故調査の内容を公表、さらには医療事故調査報告書の全文を公開した。このことをきっかけとし、遺族が提訴、関係者を刑事告訴する事態となっている。

医療事故調査は非懲罰性、秘匿性、独立性が担保されなければならない、今回このことが守られなかった点に対して、茨城県保険医協会では、医療事故調査制度を管轄する日本医療安全調査機構に対して要望書を3月26日に提出した。要望書の内容は下記のとおり。

2024年3月26日

一般社団法人日本医療安全調査機構
理事長 門脇 孝 敏

一般社団法人茨城県保険医協会
会長 高橋 秀夫

医療事故調査制度の運用改善及び

医療事故調査・支援事業運営委員会委員 長尾能雅氏の 解任を求める要望書

貴職におかれましては、医療安全確保のために尽力しておられることに敬意を表します。

本会は、茨城県下2,100名の会員で構成する医師・歯科の保険医団体として、保険医の経営と権利を守ること、国民医療の向上を目指して様々な活動に取り組んでおります。

2022年11月5日に愛知県愛西市の新型コロナワクチン集団接種会場でワクチン接種を受けた女性が直後に死亡した事例では、医療事故調査制度に基づき、愛西市が医療事故調査委員会を設置し、同年12月15日、医療事故調査・支援センターに本事例を報告しました。

医療事故調査制度の目的は、医療法第6条の「医療の安全の確保」に位置付けられており、医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を行うこととされております。本制度は「説明責任を目的としたシステム」ではなく、「学習を目的としたシステム」にあたり、責任追及を目的とせず、医療者が特定されないように非識別化することになっており、WHOドラフトガイドラインでいうところの非懲罰性、秘匿性、独立性といった考え方に整合的なものとされています。

一般の愛知県愛西市の事例においては、医療事故調査・支援センターへの報告に先立ち、2023年9月26日に愛西市医療事故調査委員会委員長の長尾能雅氏らが「早期にアドレナリンを投与するなど適切な治療がなされていれば救命できた可能性を否定できない」と医学的評価を行った報告書を記者会見で公表したことで、民事で提訴、刑事事件として告訴される事態となりました。これは医療事故調査制度では全く想定されていなかった事態であり、制度の根幹を揺るがすものです。

ご存知のように、本制度に関する研修会では、“聞き取りにあたって、必ず「法的強制力がある場合を除いて聞き取り内容の開示はしない。その他の目的で使用されない」ことを約束し、開始する”と繰り返し指導しております。貴団体に所属し、今回、愛西市医療事故調査委員会の委員長として、行った医療を評価して公表した長尾能雅氏の責任は重大です。

つきましては、下記事項を強く求めます。

記

- 一、本要望書を日本医療安全調査機構内において周知すること。
- 二、医療事故調査・支援事業運営委員会委員 長尾能雅氏の解任。

以上